

第 13 回官業民営化等 WG・第 22 回生活・ビジネスインフラ WG(環境分野) 議事録
(厚生労働省ヒアリング)

1. 日時：平成 17 年 10 月 31 日(月) 11:15～12:15
2. 場所：永田町合同庁舎 1 階第 1 会議室
3. 項目：日本ボイラ協会
4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、原主査、大橋専門委員、福井専門委員

○厚生労働省

労働基準局安全衛生部安全課	課長	高橋 哲也
	主任中央産業安全専門官	田中 敏章
	副主任中央産業安全専門官	毛利 正

○鈴木主査 大変お待たせして恐縮です。

それでは、厚生労働省から日本ボイラ協会に関連した御説明をいただきたいと思います。
なお、環境ワーキンググループでは前から 2 度ほどお話を承っておりますが、本日はそれ
と官業ワーキンググループとの合同で行おうと思います。本日は環境ワーキンググループ
の方の問題に重心を置いて議論をお願いしたいと思います。

時間はちょうど 1 時間を予定していますから、初めに 10 分か 15 分ぐらいで質問事項に
対するお考えを説明していただいて、あとはディスカッションに移りたいと思いますので、
よろしくお願いいたします。

○高橋安全課長 安全課長の高橋と申します。

まず、官業民営化等ワーキンググループにつきましては、前回と同様の資料を出して
おりますが、中身的には前回申し上げましたとおり登録制度になって、公益法人以外の株式
会社等の登録も受けるようになったということで、民間開放、新規参入が行われていると
いう状況でございます。

追加的に御質問いただいた登録制度以降の各機関の検査料金、ボイラ協会の役職員の最
終学歴とか、そういうものは個別にまた資料を付けておりますので、前回とほぼ同じよう
な内容に追加的に御質問があった点について、述べたものでございます。

では、メインの方の環境ワーキンググループの方について、ちょっと詳細に御説明させ
ていただきたいと思います。

「保安関連規制に係るヒアリング」の方の 1 ページでございますが「自主検査の導入」
というところでございます。ここにつきましては、事前の質問の下に、本日の質問として
～ まで質問事項が書いてございます。

は労安法の認定事業者の管理レベルがどの程度向上すれば、自主検査可能となるか
ということですが、私どもとしては性能検査等の実施主体については、今日お配り

している資料の１ページにございますように、次のような理由から現時点では自主検査を導入することが困難であると考えております。

１つ目がアといたしまして、高圧ガス保安法における認定事業所において爆発事故 14 件、不正事案が 11 件ということがございます。14 件の事故が起きた高圧ガス関係の事業所でございますが、その中には私ども労働安全衛生法の連続運転の認定事業所もございますが、その場合は、当然第三者機関が実施しております検査を当然やっているわけですが、その場合は事故は発生をしておりません。

なお、ボイラー、一圧について第三者機関による検査を実施しているため、腐食・摩耗、亀裂等による事故は 1 件のみでございます。1 件も本来受けるべき検査を受けていなかったものということでございます。

ということから考えまして、次のイにございますが、私どもは石油化学工業に対する監督指導ということで、労働基準監督官が実際に現場に行っているわけでございますけれども、その場合、いわゆる定期自主検査をやっていない事業所が全体の 12% でございます。ですから、定期自主検査というのは、外部の第三者機関がやるものではなくて、自主的にやっていただくという、これも法令上義務づけられておるんですが、この違反が 12% という事実がございます。

ウといたしましては、事前の御質問で具体的な数字も挙げましたが、石油製造業等においては、かなり設備の経年年数が増加している、保全費も減少している、人員の削減もあるということで、事故が増大する率が非常に高まっているということでございます。このバックデータは、事前質問でお出ししてあるはずでございます。

ということで、２ページの上から４行目にございますように、こういう状況では自主検査を導入することは困難であるという見解でございます。

質問の でございますが、石連より何かコメントがございます。いい加減な検査をやっているのではないかとということで御指摘がございますけれども、事実関係を含めて御見解を伺いたいということでございますが、私どもは運転時検査においては、きちっとやるように指示しております。第三者機関に対しまして、検査方法を決めております。

危険な機械は対象にせずに、やりやすいものを選定するという御指摘がございますが、この御指摘は全く具体性がなくて、こういうような御指摘をいただいても、私どもとして把握しようがございません。前回の議事録を見ますと、私どもが問題あるプレゼンをすると言われておりますが、そのとおりでありまして、こういうことを言われても、私どもはどこの県でどういうことがあったかわかりませんので、もし、これを把握できましたら、より厳格な指導を行いたいというふうに考えております。この御指摘は具体性がございませんので、事実が確認できれば厳格な指導を行います。

２ページの下から６行目にございますが、検査能力の問題については、私どもとしては検査能力というよりは、下の２行目にございます第三者機関による可否の判定が重要と。先ほどお話したように、自主検査をやっていないところが 12% あるわけです。ですから、

自主検査に任せていても、的確な検査はできませんので、第三者機関による可否の認定、判断が重要という考えでございます。

次に、答えの３ページをめくっていただきますと、 に石連のデータがございます。これも同じでございます。石連からこういうコメントがあるというふうにございますが、これもよく事実関係がわかりませんが、私どもとしては、先ほど申し上げましたように、高圧ガス保安法における認定事業者において、事故 14 件、不正事案 11 件ということでございます。

うちで把握している認定事業に対しての性能検査結果によると、先ほどもお話ししたように開放検査で、やはり 1 万 854 基中 497 件の指導等が認められます。ということから考えましても、自主検査を導入することは困難であるということで、石連さんのデータも私どもはきちとしたデータをいただいております。これも問題あるプレゼンではないかと私は考えております。

でございますが、経産省より自主検査の導入後、保安水準が向上したというデータです。これは本日の席上の質問資料の２ページにございます。表になっている絵で、平均期間が 28 年、13 年で、事故が 4.54 から 3.46 というふうになってございますが、これについては、もし後で御質問があれば詳しく説明しますが、この資料をもって自主検査が事故の抑制に貢献しているという証拠にはならないというふうに考えております。

次は で、開放検査の周期でございます。質問といいますが、最初のヒアリング資料としては３ページに入ります。答えの方では４ページになります。

開放検査について、４年を超える全国的な導入について、どういう懸念があるかということでございますが、これは平成 10 年に学識経験者から４年連続運転について検討した結果を踏まえて、安全性を損なうことなく、４年連続運転は一定の要件を満たせば可能ということでございます。平成 12 年から２年間の試行をやった結果、平成 14 年４月から本格実施という段取りで進めてきたわけでございます。

ただ、後者の検討の結果の中で、４年連続運転の際にやはり余寿命が８年に満たない熱交換器のチューブがありましたので、これはやはり４年が限度だろうということで、とりあえず４年で進めたわけでございます。

答えの２にございますが、４年を超える全国的な導入でございますが、これにつきましては、今年度実行可能性の調査研究ということを進めておりますので、この委員会の結論が得られ次第、具体的な方向性が示されるものというふうに考えております。

で御質問の取扱いの油種とか管理によって余寿命が変化すると、法律で一律に期限を決めるものではないということでございますが、これについても技術的知見に基づく開放検査周期については、今後の調査研究を待つところであるということでございます。

２の重複規制でございます。これは、ヒアリング資料としては４ページの２でございますが、他法令の検査結果を活用しているとの回答を私どもがしているんですが、石連からされていないと。これも石連が言っているんですけれども、私どもとしては、どこの事業

所でどういうふうに活用されていないのか具体的な御指摘がございません。これも問題があるプレゼンではないかと思いますが、これについて私どもは、次の答えでいうと5ページに書いてございます。61年に通達を出して、消防法の検査結果の活用、また以下にございますように、化学設備に係る自主検査については、消防法と重複する限りにおいては、省略ということを書いてございます。

したがって、私どもとしては石連からどれだけ情報を得られたか知りませんが、具体的なデータはどうか知りませんが、ここに結論を書いてございます。よって、問題はないと考えおり、御指摘の事項について具体的な内容が明らかでないことから、事実関係を確認することができない。具体的な事案を把握させていただければ、徹底した指導をしてまいりたいということでございます。

2点目としては、化学設備における消防法と安衛法の重複規制でございますが、これについては、消防法と私どもの法律とでは組み立てが異なっておりまして、消防法には規定されていない送給原材料の種類とか、いろんな規定集とか、いろんな規定の整備とかの特別な異なる規定がございまして。そういう部分について、当然、事前に計画の届け時に審査を行っております。

なお書きに書いておりますが、高圧ガス保安法と我々については、規制がかなり重複している部分もございまして、相互乗り入れしているわけでございまして、消防法と我が法については、規定の中身が違うということでございます。

もう一点の理由としては、私どもは、政令に定める前の危険物については、定期自主検査等の措置を義務づけておりますが、消防法では指定数量以上ということになっておりますので、量の適用範囲が異なりますので、これも理由の1つでございます。

以上から両方を一緒にする、すなわち消防法による規制のみでは、私どもの所管してある化学設備についての災害防止は十分できないので、むしろ消防法適用設備の安衛法適用の除外はできませんという答えでございます。

でございますが、許可申請の簡素化について、石連から形式的な検討に終わったということがございます。これについての見解でございますが、実務者会議では書類の共通化等ということについて具体的な検討を行ったものでございまして。それぞれの法律目的が違いますので、独自に求める項目については、これについては削除するのが困難と考えておりますが、申請書類の簡素化については、具体的な提案があれば検討することは可能であると考えています。これも具体的な内容がいま一つよくわかりませんので、具体的な内容があれば検討が可能であるということでございます。

3でございます。これは、本日の提出資料でいうと3ページ、私どもの答えでいうと6ページでございますが、保安規制の在り方については、全体のプロセスは1本の法律であるというような問いでございますが、こちらの1番目の御指摘については、前段については異存ございませんが、当然各事業所でそのような設計、製造、使用されているプロセス内のそれぞれの設備について、安全確保の観点から、それぞれの法律で最低限の措置が義

務づけられているということで、適用される法律が異なることによって、すべての系の状態を把握しながら、危機に与える影響を判断することは不可能になる。こういう指摘は当たらないのではないかというふうに考えております。

2として、法律によって検査方法が規定されているのは非効率的だという御指摘でございますが、この点の御指摘については、ごもっともでございます。そういうことを踏まえまして、労働安全衛生法については、ここにございますようなJISの引用をしております。各種JISの引用をしております。JISだけではなくて、これらと同等の規格も活用する改正を平成15年4月に行ったところでございます。この改正によって、もう既に検査技術の進歩に迅速に対応可能というふうになったというふうに考えております。

次に、答えでいうと7ページでございますが、プロセスに適用される法律も1つが望ましいとの指摘でございますが、これはそれぞれが各法律について、それぞれの観点から必要ということで、法体系の一本化は困難であるというふうに考えております。

以上、保安四法の整合については、これまでも必要な改善に努めてきておりますので、実務上の問題があれば、安全の確保、当然小泉内閣も安全・安心を目指しておるわけでございますので、安全な確保に支障のない範囲、これが大前提でございます。何でも何でも見直すという意味ではございません。安全の確保に支障のない範囲で検討を行った上で、必要な改善を行ってまいるということでございます。

一番最後の でございますが、3省庁が連携していくという回答であるが、具体的にどのような取組みかということでございますが、当方としては、今後手続の整合、技術基準の整合等に係る問題については、3省で検討会の設置を行うことに異存はございませんということでございます。

以上でございます。

○鈴木主査 ありがとうございます。

○原主査 この課題は、鈴木主査によると、もう二十年ぐらいの課題のようなので、私のような新参加者が途中から口を差し挟むというのもあるんですが、3省庁お聞きしてきておまして、今回は非常に具体的に、石連のお話が何度も出てきて、具体的な事案をまずお示しいただきたいと。それでないと検討ができないからというようなことではあるんですが、一般の人から見ると、石連との関係というのは、やはり非常に重要だというふうに思われるので、何か日常的にそういった意見交流とかヒアリングとか、こういうところに不便を感じているのだからというようなことは、おやりになっていらっしゃるんでしょうか。こちらの会議を通してでしか意見交流がなされないというのは、やはりちょっと普通から考えると、ちょっと見えないんですが。

○高橋安全課長 石連の方から御要望があれば、私どもはお会いしております。

○原主査 会っておられるんですか。

○高橋安全課長 来られればお会いしております。別に拒否はしておりませんし、適宜担当者レベルでは会っております。

だから、石連さんの御要望がそのままここに反映されているのか、石連さんの御要望からここに何か加わっているのか、そこら辺はよく私どもはわかりません。

○鈴木主査 あかね、今・・・

○高橋安全課長 ちょっと、こちらが今、答えていますので、ちょっとお待ちください。

○田中専門官 先日も石連の方とお会いしたんですけれども、私どもとしては石連さんから御要望がある話はお聞きしますけれども、逆に規制改革会議にどういう要望を出したのかというような質問はしておりません。ここに出したからけしからぬみたいな話になったら困るので、こっちの話は逆には聞いておりません。向こうからいろいろ要望がある話はお聞きしていますけれども、それがちょっとここにある内容と、ちょっと違う話で御相談があったというところです。

○鈴木主査 でも、我々は我々の職権において、独自に調査をして、その中から抽出したものを、石連の要望であるものは石連だということを明確に断った上で、御省に問い合わせているのですから。あなたの方がその情報を知らないのだったら、教えてあげているのだから、目をとがらかす話では全くない。

それはそれとして、高圧ガス保安法における認定事業者についてかなりブレイムされているように感じるのだけれども、では、あなたの方のいわゆる労働安全衛生法に基づく事業者の事故というのは、どういうトレンドになっておるのか。これも既に出していただいていたのでしょうか。

○高橋安全課長 本日のお答えの中にも書いてございます。１ページ目のアの２フレーズ目に書いてございます。

○鈴木主査 だけれども、これは高圧ガス保安法における自主検査の認定事業者について14件起こっておるということを言っているのですね。だから、通産省が言うところの模範生であるものについて、これをボイラーの目で見ると、随分やっていますということを言いたいのですね。ボイラー事業者の方はどうなのですか。自主検査を認めていないのだから全部になるでしょうけれども、それについての事故のデータをちょうだいしたい。

○毛利専門官 お答えします。１ページ目のアのところに、第１パラグラフが今の高圧ガス保安法の話です。

第２パラグラフは、うちのボイラーの一圧の話でありまして、これにつきましては、平成14年～16年までに腐食・摩耗・亀裂などによる爆発、火災などは1件だけです。これは認定事業所も含めたすべてのということでございます。その上で、認定事業所についてどうかといいますと、それは前の方に書いてありますが、認定事業所でボイラー、一圧の事故は発生しておりませんということでございます。

○福井専門委員 最初のアの方の同法に係る設備の腐食等による爆発、火災、破裂事故とありますが、これは何ですか。検査が不備だったから起こった事故ですか。

○毛利専門官 これは。

○鈴木主査 上の方は高圧ガスは減っているというけれども、14件、高圧ガス保安法に照

らして自主検査したところで起こっているぞよ。

下の方は、ボイラーについては、何も起こっていないということをいいたいわけですね。

- 毛利専門官 そうです。
- 高橋安全課長 なお書き以下は、そういう趣旨でございます。
- 鈴木主査 同じ事業者が 14 件。
- 毛利専門官 つまり高圧ガスの方で 14 件災害が起こっていますけれども、その事業所について、ボイラー、一圧の事故は起こっておらないということなんです。
- 鈴木主査 ボイラー、一圧全体について、起こっていないのですか。
- 毛利専門官 いや、認定事業所にあるボイラー、一圧の事故は起こっていないということです。認定事業所以外も含めて、つまり日本にあるボイラー、一圧で起こっている事故というのは、そこに、ですから、腐食・摩耗・亀裂などにより起こっているものは 1 件ですということです。
- 鈴木主査 そんなに少ないのだったら、なぜ検査が必要になってくるのかということが聞きたくなりますね。
- 高橋安全課長 検査をしているからです。御説明しますけれども、連続運転の場合は、連続運転は、開放はしませんけれども、その間でも第三者検査をやっているわけです。連続運転認定事業場と言われたところから、毎回 1 年おきに開放検査をやっておるわけです。検査の結果、検査をきちっとやっている結果、これだけ事故が減っているということ。というふうに我々は理解しております。
- 鈴木主査 そう言いたいのであれば、検査の結果、不具合と認めて修理をしたりしたものは、どれだけあるのかということを知りたいといけません。検査の効用というのか、検査の意味というのを我々は理解できない。その点についてありますか。
- 毛利専門官 それについては、事前に御質問をいただいておりますが、それが今、資料としてお配りされていますでしょうか。実はボイラー、一圧に対する性能検査の結果で、例えば条件つき合格といって、補修をしないと。もう継続して使用するのにはだめですとか、あるいはそこまできなくても、こういう。
- 福井専門委員 何ページですか。事前にいただいた資料の。
- 毛利専門官 5 ページの下に質問がありまして、6 ページに答えがございます。
- 高橋安全課長 質問が 5 ページ、答えが 6 ページです。
- 毛利専門官 23.7%というような数で、そういう割れとか腐食などが認められて、補修の指導を行ったものというのがございました。
- 福井専門委員 どの資料の 5 ページですか。
- 高橋安全課長 保安規制に係る質問事項についての回答ということで、事前に事務局からいただいているものです。
- 毛利専門官 では、口頭で御紹介いたしますけれども、これは実際に過去 3 年間、ボイラー、一圧について性能検査を実施いたしまして、32 万基余りについて調べた結果なんで

ございますけれども、32万基の中で、割れとか腐食などが認められて、補修などの指導を行った件数が7万6,000余りあったということで、割合は23.7%というふうになっております。これは全業種の全ボイラー、一圧ということでございますので、今回はその中で、石油についてはどうなんだという御質問をいただいたのが になるわけです。石油連盟ではなかったと。それは今の23.7%もないんだけれども、石油の実態はどうなんだというのが今回の 自主検査の導入の の質問でございます。ですから、それについて石油連盟さんの方で調査された中にはないと言っておられたんですが、これは3ページです。私どもの答えの3ページで、異議あるところでございまして、これはそういう認定事業所において、認定事業所におけるボイラー、一圧について調べたところ、23.7%までいかないんですけれども、4.6%というような割合で、やはり補修などの指導を行っている、こういうことでございます。

○大橋専門委員 その点に関して、課長の御説明だと化学工業に対する監督指導の結果、定期自主検査は実施していないのが、監督対象で12%とあったと。だから、頼りにならぬと。民間事業者というのは、信用できないと。だから、自主検査というのはできないというような意味合いのことをおっしゃっていたと思うんだけれども、この12%の中身を聞きたいと思います。

つまり、例えば定期自主検査というのは、何項目にわたっても行うことを義務づけていると思うんだけれども、その中で例えば1件、1項目だけしなかったというものも、この12%に入っているんですか。

○高橋安全課長 法令違反としては、入ります。

○大橋専門委員 どんな分布になっていますか。

○高橋安全課長 そこは、年報上とれるかどうかですが、これの細かい、更に何を、定期自主検査でどこが抜けているというのは。

○毛利専門官 そうですね。定期自主検査をやっていないというものについては、たくさんある中で1つやっていないとか、そういうものに目くじらを立てているわけではなくて、要するにここの違反で挙がってくるものは。

○大橋専門委員 では、入っていないんですか。この中には、12%には。今、言ったように目くじら立てていないものは、入っていないんですか。

○毛利専門官 定期自主検査を、そもそも、例えば2年に1回ですとか、1か月に1回ですとか、そういう頻度でやらなければいけないんですけれども、そういう頻度でやっていないとか。

○福井専門委員 そういうことを聞いているのではないのです。要するに、1項だけのものが入っているのか入っていないのかという単純な質問です。わからないなら、調べて後ほど教えてください。

○毛利専門官 基本的には、課長がお答えしましたとおり、違反として違反でございますので、入っております。

- 福井専門委員 だったら、そんなに大したことないのに、目くじら立てているわけではないと、どうして言えるんですか。
- 大橋専門委員 だから、課長と答えがちょっと違うんですね。
- 福井専門委員 矛盾しているんです。
- 高橋安全課長 大したことについて目くじら立てているのではなくて、それは正式にはバックデータをお出しするとしても、いずれにしても、我々が得ている感触では、かなり、全くやっていないところがかかなりの部分であるという感触です。
- 福井専門委員 だから、その分布を教えてください。
- 高橋安全課長 わかりました。それはお互いに前回の御指摘のとおり、お互いにバックデータを出し合うことが必要だと思います。
- 福井専門委員 お互いではないです。今、我々が頼んでいるんです。勘違いしないでください。
- 高橋安全課長 いや、石連については、私どももこういう一般論を言われても、バックデータがないですから。
- 福井専門委員 今我々が聞いている論点に即して、ここは議論を行う場です。勘違いなさらないでください。
- 高橋安全課長 一般論として申し上げました。
- 福井専門委員 そんなことは聞いていません。
- 高橋安全課長 私どもはちゃんと聞いております。
- 福井専門委員 我々はそんなこと今、議論しておりません。無関係なことお答えにならないでいただきたい。
- 高橋安全課長 私どもの回答の中では、そういうのが入っております。
- 福井専門委員 今そんなことは議論していないということが、まだわからないんですか。
- 高橋安全課長 御配慮いただきたいと思います。
- 福井専門委員 新たな質問です。前に出していただいた資料要求に対して、合計 17 件、ボイラー事故が 14 年～16 年で発生している。これについての回答は、ちょっと意味がわからないんですが、物的安全性の欠落によるものは 2 件で、検査検定行ったにもかかわらず発生したものはないというのは、どういう意味でしょうか。
- 高橋安全課長 事前の方ですね。
- 毛利専門官 これにつきましては、ボイラー等の事故が、ですから 17 件、過去 3 年で発生をしております。そのうち、発生の中身を見ますと、作業手順誤りみたいなものが一番多くて。
- 福井専門委員 要するに、作業手順誤りによるものが何件ということですか。早い話、人員ミスですね。
- 毛利専門官 そうですね。
- 福井専門委員 人為ミスが 17 件のうち何件ということですか。

- 毛利専門官 ちょっとお待ちください。
 - 高橋安全課長 資料としては、もう事務局にこれはお出ししてあります。事前質問で、ここの一覧の中で見ていただければ明らかです。
 - 毛利専門官 7 件です。
 - 福井専門委員 何ページですか。このいただいた資料の中に内訳がありますか。
 - 毛利専門官 我々は、事務局には出しております。
 - 高橋安全課長 事務局は、今日お配りいただくというふうに聞いておりました。
 - 事務局 事務局というのは、どなたですか。
 - 福井専門委員 17 分の 7 が人為ミスということですか。
 - 毛利専門官 はい。
 - 福井専門委員 残りの 10 件は、何ですか。
 - 毛利専門官 17 のうち、ボイラー、一圧については 14 件なんです。第二種圧力容器というのは、そもそも第三者検査が義務づけられていないです。
 - 福井専門委員 14 件のうち 7 件が人為ミスということですね。
 - 毛利専門官 7 件が操作手順誤りというようなことです。
 - 福井専門委員 残りの 7 件は何なんですか。
 - 毛利専門官 残りの 7 件のうち、日常点検をやっていないとか、あるいは定期自主検査を行っていないというものが 6 件でございます。
 - 高橋安全課長 これをお渡ししてください。
 - 福井専門委員 その 6 件というのは、要するに自主点検で不具合を見逃したために起こった事故だということですか。
 - 毛利専門官 我々、ですから、第三者検査で 1 年に 1 回とか、4 年に 1 回とかやりなさいという間隔です。
 - 福井専門委員 いえ、違います。事故が起きているのかどうかということですね、この 14 件は。事故は起きているわけですね。
 - 毛利専門官 その間隔として、定期自主検査というのも義務づけているわけです。その定期自主検査がちゃんとやっていなかったがために、事故が起きたというものは 6 件でございます。
 - 福井専門委員 それは、定期自主検査のどの項目が見逃されていたために起きた事故だということは、特定されているわけですね。
 - 毛利専門官 はい。我々は把握しております。
 - 福井専門委員 その内訳を後ほど教えていただけませんか。事故原因についてもう少し具体的に、詳細に知りたいと思います。
- そうすると、人為ミスは除くとして、14 件の 6 件が検査が不十分であったために起こったものだという理解でよろしいですね。
- 毛利専門官 日常点検ですとか、あるいは事業者の側で行う定期自主検査というものに

問題があったということです。

○高橋安全課長 第三者機関がやるものではございません。

○福井専門委員 第三者機関による頻度の中に、自主点検のようなものが、もう少し細かい頻度に入っているということですか。

○毛利専門官 そういうことです。

○福井専門委員 中途段階の自主点検を行ったがために起きた事故だということですか。

○毛利専門官 行っていないがために起こった事故というのがあります。

○福井専門委員 という御理解ですね。その具体的な原因について、詳細を後ほど御教示ください。

○毛利専門官 はい。

○福井専門委員 10 気圧以上の内外について、文章で回答いただいていますね。これは事前の資料要求に対する御回答の最後から 2 枚目だと思うんですけども、これがちょっと意味がよくわからなかったんですが、10 気圧以上のもので高圧ガス保安法の適用があって、自主検査を行ったものについては、もう一回労働安全衛生法の検査をやるわけではないですね。

○毛利専門官 10 気圧、1 MPa ですね。1 MPa 以上のものについて、高圧ガスの所管になっているものと、我々の所管になっているものが。

○福井専門委員 所管になって自主検査をやったものについて、もう一回労安法の方で検査をやるということはないわけですね。

○毛利専門官 それはいいです。住み分けはされております。

○福井専門委員 とすると、そこをお聞きしているわけで、これでは答えになっていないんです。前回の議事録でも、ここはかなり論点になっていますが、要するに 10 キロ未満か以上かによって、何か業者の属性が変わるということですね。自主検査には向かないような、非常に非倫理的な業者が 10 キロ以下だ、ということではないと、前回当時の課長が明言されておられるわけです。ではなぜ、10 キロ内外で区分ができるんでしょうかということについてお聞きしているわけですが、これではお答えにならない。

○毛利専門官 済みません。ちょっと前回出ておりますので、お答えします。

1 番をごらんいただきますと、まず労働安全衛生法の一圧が 1 MPa 未満のものだけ規制しているわけではないんです。1 MPa というところで線を引いて、そこから上は高圧ガス、そこから下が労安法としているわけではないです。

○福井専門委員 わかっています。理解しています。

だから、そういうことではなくて、要するに高圧ガス保安法がかぶって、そちらで自主検査をやったものについては信用できないと言って、もう一回第三者機関の検査を労安法上の観点からやられるわけではないですねということです。そうであれば、要するに 10 キロかどうかということ、数字に意味があるのではなくて、現に自主検査で済ませている部分があって、それを制度的に認めておられるんだったら、なぜそれ以外のところについ

て、自主検査ではだめなのかという論理的、実証的根拠をお聞きしたいということです。これでは、お答えになっていないので、改めて後ほどお答えを、今の見地からいただけますか。

○高橋安全課長 それは、今日の1番目の答えにあるとおりだと思うんですが。最初の私が御説明した、1番目の繰り返しになると思います。

○福井専門委員 どうしてですか。10気圧の内外、ないしは高圧ガス保安法の適用の有無とこれはどう関係がありますか。

○高橋安全課長 もともとが第三者機関でないということです。

○福井専門委員 要するに高圧ガス保安法の自主検査は信用できないという御主張ですか。

○高橋安全課長 少なくとも事故があり、不正事案がありという事実を書いております。これは公開されております。

○福井専門委員 だったら、もし、さほど信用できないものであれば、どうして労安法上、もう一回第三者検査をやるということにならないんですか。

○高橋安全課長 それは、向こうの所管の施設ですから、うちでどうこうする話ではないと思います。

○福井専門委員 労働者にとって、それでいいんですか。

○高橋安全課長 それはやむを得ないと思います。だから、うちはうちの所管の部分。それは、それこそ二重検査をしろという御指摘があれば、二重検査をするようにいたします。

○福井専門委員 つじつまが合うんだったら、そのようにされればいいのではないですか。本当にそれが危ないという御主張であれば、これについては信用できないということで、もうそろそろ経済産業省との調整に入っていないかと、つじつまが合わないのではないですか。

○高橋安全課長 いや、それぞれの所管の法律に基づく。

○福井専門委員 更にお聞きしますが、この14件の内訳については、これは自主検査が不備であったがために起こった事故だということは、認識されているんですか。あるいはそれはどこでどういうふうに、そういう認識であるということについて、オーソライズされていますか。

○毛利専門官 これは、この高圧ガスの事故につきまして、公開されておる資料がございます。

私どもの方でも、労働基準監督署がこういう破裂ですとか、爆発などがあったものには、調査に赴いております。ですから、その両方の情報を加味して、我々の方で判断をしたものです。

○福井専門委員 14件は、14件とも自主検査が不備であったということで間違いありませんね。

○毛利専門官 はい。我々はそのように考えています。

○福井専門委員 「我々は」というのは、どういう根拠で判断しているんですか。

○毛利専門官　つまり経産省さんに、別に照会をしているわけではありません。

○高橋安全課長　うちの方は、うちの方で、独自に事故があれば検査いたしますので、検査というか調査いたします。

○福井専門委員　高圧ガス保安法の自主検査の不備のために起こったという因果関係の認定は、どのように行っておられますか。

○毛利専門官　ですから、事故の詳細を入手しておりますので、実際にどういう要因で事故に結び付いているかというのを見た場合に、これは自主検査を、特定すべき箇所をきちんとやっておれば起こらなかったであろうというふうに判断したものでございます。

○福井専門委員　この14件について、その具体的な、自主検査がもしありきであったとしたら起こっていなかったであろうという条件関係を認定するための前提となる事実関係と、その推論とロジックについて、個々に後ほど文章によって御教示ください。

その認定については、経済産業省と自主検査が不備であったということについて、御相談されたり、協議されたり、あるいは問い合わせをされたりということはやっておられるんですか。

○毛利専門官　やっておりません。

○福井専門委員　自主検査というのは、これは経済産業省の所管ですね。自主検査がかくも不備で、こんな重大な事故が起こったのであれば、監督官庁に対して申し入れないとまずいのではないですか。労働者の安全がないがしろにされているということになりませんか。放置されている、ないしは何ら問い合わせもされないというのではまずい。どうして、そんなことが可能なんですか。

○高橋安全課長　まず、1つ事例として公開しておられます。我々独自で調査もできます。

○福井専門委員　そういうことを聞いているのではないのです。監督官庁の方に、自主検査がかくも不備なために起きたんだから、こういうことを再発させないためにも、自主検査をもっときっちりやらせるべきだということを、どうして申し入れされないんですか。それこそ横の機関の連携で、公務員として当然なすべき責務ではないですか。

○高橋安全課長　その点は、十分踏まえた対応を、今後させていただきたいと思います。

○福井専門委員　どちらにしても、この14件について、相当疑義を持ちますので、1件1件について、論理、実証、先ほど申し上げたことについて、我々が納得するに値する資料を後ほど詳細にお出しいただきたい。

○高橋安全課長　この14件は、御存じのとおり、名前も全部ホームページで公表されております。

○福井専門委員　そういう問題ではありません。事故原因が自主検査による不備によるものであると、そこまで断定的におっしゃるのなら、その事実関係を証するに足る証拠を出していただきたいということです。

○高橋安全課長　ですから、断定できますので、私どもとして把握できる限りのことはさせていただきます。

○ 福井専門委員 いや、把握できる限りでは困る。さっきから断定しておられるではないですか。留保を付けておられないではないですか。

○ 高橋安全課長 ですから、データを出しています。

○ 福井専門委員 これらがすべて自主検査の不備だとおっしゃっておられるんだったら、ちゃんと発言に責任を持って、それを論証する資料をいただきたいという、当たり前のことを申し上げているだけです。

○ 高橋安全課長 勿論そのとおりです。企業名も出ておりますから、大丈夫でございます。

○ 鈴木主査 何でそんなことを経産省に教えてあげないのですか。

○ 福井専門委員 そういうのを放置すること自体が異常ではないですか。

○ 鈴木主査 だから、それぞれの保安四法の運営というのはばらばらだと言って、それぞれが、お聞きすると重複するものはないないとおっしゃるけれども、それぞれ私の縄張り
は私の縄張りということでおやりになっておるから、だからクレームが出てくると違
いますか。なぜ一番近い経産省には、あなたのところの自主検査の中で、こんなに私のと
ころの判断では出ていると、どうして教えてあげないのですか。

○ 高橋安全課長 問題事例として、私どもはその辺はきちっと把握しているつもりですが、
御指摘はごもっともだと思いますので、検討させていただきたいと思います。

○ 福井専門委員 それとも教えるということは、自主検査の不備を糾弾することになるか
ら、とてもそれほどの自信はなかったということなら、それはそれで納得がいきます。ど
ちらであるか、後ほど出た資料によって厳正に判断させていただきます。

○ 鈴木主査 どうぞ。

○ 大橋専門委員 開放検査周期の設定について、今日いただいた資料だと、調査研究を行
っているということで、聞いたかったのは来年度以降という、非常に幅広ではなくて、も
う少し、大体このぐらいに結論を出したいという話を聞いたかったんですが、課長の現在
お考えの検討スケジュールというか、時期としては、どのぐらいの時期を考えておられま
すか。

○ 高橋安全課長 ここに書いてございますとおり、一定の結論を得なければ、更にフィー
ジビリティースタディーをやらなければいけないかどうかとか、いろんなケースが出てま
いりますので、一応の今年度の結論の得た段階でないと、今後のスケジュールとしては定
まらない。

例えば、もう少し事例をリストアップしてみなければいかぬとか、実際に現地調査をし
てみなければいかぬとか、そういうことが出てまいりますので、今、言えるのは現在の調
査研究結果を踏まえて、来年度以降具体的な方向性を示していこうということございま
す。

○ 大橋専門委員 ただ、かなり。

○ 高橋安全課長 初めから、何年間以内にどうしますとは、とても断定できるものではあ
りません。まさしく、これは技術的検討というのは、次から次に宿題が出てくるケースも

出てくるわけでございますので。

○大橋専門委員 しかし、目標年次というかな、そういうのを決めておいてほしいです。何かただやらするというふうに受け止められるんです。こういう答えだと。

○高橋安全課長 ですから、来年度以降具体的な方向性というふうに。とりあえず全く白紙の状態です。いつまでにということは、お答えできません。

○大橋専門委員 それは、お答えになっていない。

○高橋安全課長 逆にお聞きすることになってしまいますが、技術的に白紙の状態、いつまでに結論が出せないと。これは科学的技術の世界では言えないと思います。

○大橋専門委員 ただ、行政の目標として、ここぐらいまで、技術的な問題はあれだけでも、決めましょうという、目標は立てていいのではないですか。

○高橋安全課長 技術的な問題ですから、まさしくとりあえずの1年ぐらいの内容を見ないと、それは将来予測ができないと思います。それが約束違反になると、また行政の不作为になりますので、安易なことは私どもは申し上げることはできません。少なくとも1年間の結果を見れば、ある程度の目安は出てくるかと思っています。

○福井専門委員 1つ補足です。

今日、たまたまこの会議の前に経済産業省からお話聞きまして、高圧ガス保安法が話題になっているんですが、経産省から、今日付で、ヒアリング回答という文章を出していますが、この中では、検査不備と何らかの関連があり得る設備の劣化、損傷等に起因する事故の事例について見ても、少なくとも自主検査が事故の引き金となったものはないというお答えをいただいております。真っ向から御見解が衝突しておりますので、どちらが正しいのか、厳格にこれは検証していただく必要があります。

○高橋安全課長 経産省さんは、引き金がないというデータを出されているんですか。こちらの会議に。逆にそれを聞きたいと思います。

○福井専門委員 どちらにしても、両省の見解が違うわけで、我々は一体どちらを信用していいのか、今のところわかりません。

○高橋安全課長 だから、先生は経産省に、逆にバックデータを要求してください。

○福井専門委員 これは、こちらの判断で適切にやります。

○高橋安全課長 わかりました。

○福井専門委員 とにかく、御省としては、御省が主張される事実に関して厳格な論拠をお示しいただきたい。

○高橋安全課長 私どもは、これはバックデータがわかりませんから。逆に、引き金でないというバックデータが。

○福井専門委員 では、問い合わせされたらどうですか。

○高橋安全課長 いや、こちらには出ていないわけですね。

○福井専門委員 もらっていますか。

○事務局 もらっていません。

- 福井専門委員　今のところは、もらっていないです。
 - 高橋安全課長　わかりました。
 - 福井専門委員　今後どうするかは、こちらで判断します。
 - 高橋安全課長　そちらからも要求していただけると、私どもとしては。これだけ、先生だったら、恐らく福井先生のお考えだと、ここもバックデータを付けろと要求されるのではないかと思います。
 - 福井専門委員　だから、それはこちらで判断いたします。御省に指示をいただくことではございません。
 - 高橋安全課長　恐らく、同じようなヒアリングであれば、これは議事録にも残りますので、先生は、引き金となったものではないという認識に関しては、バックデータを要求されない。
- 我が省のように、引き金があったものであるというものに関しては、データを要求されるという、こういう理解ですね。
- 福井専門委員　御省が、当会議に対して、他省庁に係る資料要求項目を指示する立場にはないということを、御認識いただきたい。
 - 高橋安全課長　先生が資料要求をされなかったんですねということを確認しているだけでございます。
 - 福井専門委員　それは、後ほど我々が判断することです。あなたに言われる筋合いはないということだけ、この場で明らかにしておきましょう。
 - 高橋安全課長　確認だけでございます。
 - 原主査　その状況は、最初に経産省のヒアリングをしたときには、今回こういう、こちらの見解を示されるということを確認していなかったのだということ、どういうふうに判断をするのかは、またこちらにお任せをいただきたい。
 - 福井専門委員　いずれにしても、自分の省庁のことをちゃんと答えるのが先決でしょう。姿勢に極めて問題があります。
 - 高橋安全課長　ですから、追加資料の要求を拒否しているわけではございません。
 - 福井専門委員　だから、それだけ議論してください。時間の無駄ですから。
 - 高橋安全課長　先生が、あえて経産省のあれを出されたので、言っただけのことです。
 - 福井専門委員　矛盾している認識について、我々はどうそれを理解するのかということは、当然知る権利があります。
 - 高橋安全課長　両方からデータをとられればよろしいかと思います。
 - 福井専門委員　あなたが言うことではない。何遍言ったらわかるんですか。
 - 高橋安全課長　それは、国民が判断するものだと思います。
 - 福井専門委員　あなたが判断することではない。それはこちらが判断いたします。
 - 高橋安全課長　データは、両方必要だと私は考えております。
 - 福井専門委員　あなたの見解をこの場で聞く必要はない。

- 高橋安全課長 ですから、先生の御判断を確認ただけでございます。
- 鈴木主査 1件もない。それはなぜかといったら、よく自分のところで検査をしているからだ。
- 高橋安全課長 自分のところではない。第三者機関です。
- 鈴木主査 第三者としても。
- 高橋安全課長 そこは誤解しないでください。第三者機関制ですから。
- 鈴木主査 第三者機関というのは、ボイラ協会のことですね。
- 高橋安全課長 ボイラ協会だけではございません。
- 鈴木主査 3つありましたね、株式会社も1つあって。
- 高橋安全課長 複数ございます。
- 鈴木主査 そういうお話なのだが、ボイラーの方について、だけれども、一定の条件を満たしたら、その人に対しては自主検査の道をあけてあげて、そして第三者検査、つまりボイラ協会がほとんどやっておるのしょうけれども、そこに持ち込まなくてもよいですよという、そういう優良な事業者というのはいないと。高圧ガスの認定事業者はどうも優良ではないようだから、高圧ガスの認定事業者に限らない、ほかのものを入れていただいても結構だが、そういう事業者は全然いないと、こう言いたいわけですか。
- 高橋安全課長 この1ページに書いてございますように、こういう問題点があるという認識でございます。
- 鈴木主査 いや、だから、それはわかりました。わかりましたけれども、そして、23%は第三者検査によって直してあげておるから、だから1件も起こらないのだというけれども、しかし、ちゃんと定期検査もやり、安全を大事にする人が全然いないということは、これは、私はちょっと極論だと思います。だから、そういう人がいる場合に、その人に対して、自主検査の道を開く気は、未来永劫にないとも言いたいのですか。
- 高橋安全課長 現時点ではございません。未来永劫の話は、私どもは現在で申し上げられません。少なくとも、現在の事実関係は、今日お示したようなものです。
- 鈴木主査 では、私も未来永劫というのは取り消します。未来永劫の議論などしておるのではない。現在では、一人もそういうものは日本国内には存在しないと。そう御省としては確信しているのですか。
- 高橋安全課長 少なくとも今の認定手法、すなわち第三者機関が関与しない、自主検査に任せるということは、私どもとしては非常に行政としてリスクが高い。まさしく。
- 福井専門委員 だから、それは根拠を示してから議論をしましょう。今ここで、そういう水かけ論を、根拠のないデータに基づく主張を幾らお聞きしても理解できません。あと、そういう観点、根拠という点で、もう一つ詰めておきたい点がある。自主検査を実施していない等の法令違反が269件、監督対象の12%に認められたとありますが、これを自主検査ではだめだという理由にするのであれば、では、定期的に自主検査をすべて行って、ちゃんと是正しているところについて言えば、自主検査をやっているんだから、しかも、

それで是正されているんだから、何の問題もないはずですよ。それで問題があるというのなら、後ほど文書で根拠をお示しいただきたい。

○高橋安全課長　今おっしゃるのは、ここの残った部分ですね。12%ではない、きちっとやっている部分については、いいのではないかと御質問ですね。

○福井専門委員　そうです。

○高橋安全課長　ただ、これは一時点の問題ですから、あくまで申し上げておきますけれども、16年度の結果でございます。

○福井専門委員　これもいろんな認定の仕方があるわけで、例えば何年間にわたって自主検査を解禁で実施しましたというところ、しかも、それは検査の結果、ちゃんと是正されているというところであれば、何の問題もないのではないですかと申し上げているんです。

○高橋安全課長　それは、将来にわたって確保されるかどうかというのが、まさしく、なぜそういう事案が出るかということです。

○福井専門委員　そんなことを言えば、別途高圧ガスの方で自主検査をやっている法令の仕組み自体を否定されるということにつながるから、ばかなことは言われない方がいい。

○高橋安全課長　私どもとしては、少なくとも。

○福井専門委員　ここで議論する必要はありません。時間の無駄ですから、後ほど資料ないしは文書でお出してください。

○高橋安全課長　1ページのウの部分については、もうバックデータをきちっと出してございます。

○福井専門委員　今はイの話をしているんですから、関係ないことをお答えにならないでいただきたい。

○高橋安全課長　これは、もう先ほどお出しすると言ったはずでございます。

○鈴木主査　ほかにありますか。

とにかくデータを出してください。それに基づいて、我々の方も経産省の話も聞きますし、おたくの方も3省で検討会の設置を行うことに異存はないとおっしゃっておられるわけなのだから。3省がそれぞれ私らの前で、お互い違うことを言われても迷惑ですから、だから、そのところはそのような措置を考えます。その前にも今、言ったような根拠になる数字というものを教えてください。どうしても、だれ一人も日本国の中の事業者に対しては自主検査を認めることはどうしてもできないという理由を教えてください。

○福井専門委員　ちょっと補足で、念のためですが、事故原因の調査について、自主検査が不備だったのが原因だということについて特に、事故原因の調査報告書のようなものがちゃんと存在しているはずですから、その当時のもので、そのように認定している資料をお出してください。今の目で、後付けで、正当化するような文章、あるいはロジックには興味がございませんので、存在したものをありのままにお示してください。

○鈴木主査　よろしいですか。お願いした点について。

○高橋安全課長 わかりました。ただ、最後に申し上げたいんですけれども、現時点での考え方、 の考え方についてバックデータをお出ししますけれども、考え方については、御理解いただけないかどうかわかりませんが、いずれにしても、こういう状況では、アスベスト問題ではございませんけれども、性善説に立つか、性悪説に立つかというところがございしますが、検査をきちっとやっていない、いつまでも。

○福井専門委員 時間もないのでやめていただけませんか。そういう議論をここでする気はないのです。データを持ってきてからおっしゃってくださいと言っているんだから、あなたの単なる根拠のない御主張をこの場で聞く気はないと申し上げているんです。

○鈴木主査 両方に発言を禁止いたします。

○福井専門委員 データもわからないのに、スタンスが決まっているということ自体、極めて非科学的ですから、そのような恥ずかしい御主張はやめた方がいい。

○高橋安全課長 福井専門委員に対して御説明いたしません。鈴木主査に、1つもないということはないと思います。ただ、制度設計とは別でございます。

○鈴木主査 しかし、経産省としても総務省、消防の方としても、その方向について、ニュアンスの違いはありますが、経産省は勿論前向きの形です、消防の方も全然ダメという考え方でもありません。けれども、際立って、今の日本の中で自主検査をボイラーというような、危険度については相対的に高圧に比べたら低い分野において、ボイラーだけは日本の中で一人も信用できないという、こういうことをおっしゃるのだったら、私になぜそんなに信用できないのかということをきちっと説明していただきたい。納得させてください。

○高橋安全課長 ですから、優良な企業は多くはないと思います。ただ、制度設計とは別ですということを申し上げておるだけでございます。

以上です。

○鈴木主査 はい。制度設計は、そういう優良企業がおるのならば、それに基づいて制度設計できるはずですよ。それは全員だと私も言っていない話ですから。

○高橋安全課長 だから、制度設計して、またミスがあった場合の責任はどちらがとるかということです。そこもよくお考えいただきたいと思います。

○福井専門委員 そんなことは、あなたが指示することではない。我々が要求したデータをきちっと持ってきていただいてから、論理的なことは申し上げましょう。これは会議とあなた方の議論だから、ばかげたことをおっしゃるのはやめなさい。

○高橋安全課長 鈴木主査に対してのお答えです。

○福井専門委員 これは会議の議論であり、個人で議論をやっているのではないということもわからないで、ここへ来ているんですか。

○高橋安全課長 いえ。問いに対して答えております。

○鈴木主査 それでは、以上をもって、今日のヒアリングを終わります。

どうも御苦勞様でした。

